## に関する法律案に対する附帯決議 独立行政法人等の保有する情報 の 公開

## **衆議院総務委員会**(平成十三年十一月一日)

んがみ、行政機関情報公開引を行うでしていることにかての国民に対する説明責任の確保であることにか制度化について、情報公開が政府の諸活動につい実施している、いわゆる指定法人等の情報公開の実施している、いわゆる を踏まえつつ、検討を進めること。 が府は、 行政事務を行政機関から委任 を受け

議院総務委員会 (平成十三年十一月二十七日)

その実現に 努めるべきである。

政府は、

本法施行に当たり、次の事項について

かんがみ、 国民に説明する責務を全うすることの重要性に を進めるとともに、 国民主権の理念にのっとり、政府 人及び認可法人においても、 指定法人等の情報公開について、検 本法の対象外とされた特 適切な情報提 の諸 活 動 を

供を行うよう努めること。

民に分かりやすい情報の提供に努めること。 な管理の確保を図るとともに、 制度が的確に機能するよう、法人文書の適正 んがみ、その体制の整備に十全を期すること。 対象法人は、 情報公開審査会の果たす役割の重要性にか 開示請求権制度及び情 できる限り 報 国

右決議する。